

# 広聴特別委員会

日 時 令和2年6月24日（水）  
本会議終了後  
場 所 第2委員会室

## 付議事項

- 1 市議会モニターについて
- 2 その他

令和2年6月8日付

モニターからの意見	担当委員会
<p>議会モニターからの意見（9） ＜議会モニター意見交換会について＞</p> <p>1. 6月2日付で小野泰議長名の「意見交換会の開催について」との文書が届きました。議会モニター全員に配布されたものと思います。</p> <p>しかし、第1回目の「意見交換会」の時には、議会モニター全員に日程調整がされて、日時が決定されたと思いますが、今回は議会側が一方的に日時を設定して「意見交換会を開催します」と通告し、「欠席の場合は事前に議会事務局にご連絡を」と有無を言わず実施するとの意向を示されました。</p> <p>2. 何のための意見交換会ですか？</p> <p>議会改革の大きな柱の一つとして「市民とともに歩む議会」の具体的な活動と位置づけられた議会モニターの任期の最後に、2年間の活動を通じて、市民の目線で議会活動への注文や提言などがあるはずですが、そういう意味では議会カフェとは違った積極的な意見交換が期待されていましたが、広聴委員会の中での意見交換会の位置づけがあまり明確になっていないようです。すでに仕事の関係で日程調整がつかず、欠席を表明されている方もおられますが、議会モニター全員が参加する方策をなぜ取られなかったのでしょうか？</p> <p>3. なぜ日程調整が行われなかったのですか？</p> <p>意見交換会の実施と日程が議論されたのは3月25日の広聴委員会の中でした。「6月議会の最終日の6月26日に実施し、議会モニターには早いうちに日程を空けていただくようお願いをしたい」と日程が決められました。議会が決めた日程に議会モニターが従えと言わんばかりの強引な決め方でした。3月25日の決定ですから、少なくとも3か月以上あったのにです。意見交換会の日程に関して、議会モニターの意向と日程調整に関する議論は全くされませんでした。5月15日付で議会事務局から送られてきたメールの中でも「意見交換会を6月定例会の最終日（6月26日）の夕方に行う予定としています」とあるだけで、実施まで1か月以上もあったのに、議会モニターの仕事や都合はどうでもよかったのでしょうか？</p>	

<議会モニター設置要綱の変更論議について>

1. 5月15日付の議会事務局から届いたメールの中で、「次期モニターの募集を5月15日から6月15日まで行います。今回、別添のとおり実施要綱を改正し、任期を1年、団体からの推薦を6人とし、4人を公募しています」と書かれていました。

2. なぜ総括をしないのですか？

3月19日の広聴委員会で設置要綱の変更が提起されたのですが、驚いたことに、なぜ設置要綱の変更が必要なのかという理由は、団体推薦などを「他の議会がやっているから」という以外なく、最終的に正副委員長に設置要綱の変更が一任されました。新たな募集要項では、団体推薦が6名程度、公募が4名程度とされています。公募により議会モニターとなって、この2年間活動をしてきた現モニターの活動が、何か「否定」されたような気になったのは私だけでしょうか。新たに議会モニターの設置要綱を変更するのであれば、少なくとも現議会モニター制度の何が問題で、なぜそれを変えなければならないのかという一定の総括が行われるべきではありませんか。それでなければ広聴委員会の委員長が代わるたびに、思いつきのように設置要綱の変更が提起され、議会モニター制度に関する蓄積が何もなされないことになりませんか？

3. なぜ議会モニターの意見を聞かないのですか？

設置要綱の変更は議会側の思いつきのような変更論議だけでいいと考えているのでしょうか？「市民とともに歩む議会」を本気で推進しようと思えば、少なくとも現制度のあり方を含めて、市民の意見を踏まえた議論が必要ではありませんか？つまり意見交換会を開いた後、その意見を踏まえた設置要綱変更の議論こそ、未来につながる議論になるのではありませんか。

4. なぜ団体推薦のモニター制度にしたのですか？

すでに各団体でモニターの担当者を決める動きが出ていて、ある団体では「あて職」として担当者の決定がされる動きも出ているようです。議会側が何を目論んで団体推薦の議会モニターを決めようとしたのか、そして、そのモニターの人数を6名、公募を4名とした理由も不明ですが、現議会モニターの公募制度に手直しが必要との認識があったとしか考えられません。なぜ公募制のみの議会モニター制度をやめて、団体推薦の制度を中心にした議会モニター制度に変えたのでしょうか？

5. なぜ設置要綱の第4条を変えて任期を1年とされたのでしょうか？

次期の議会モニターの任期が議員の残り任期と同じ1年間とされました。議員の任期にあわせて、残りの1年間ということは理解できないわけではありませんが、なぜ本則の第4条の任期2年を1年とされたのでしょうか。これでは議会モニターの本来任期が1年になってしまうではありませんか？

改定前の設置要綱では附則の「経過措置」として、「議会モニターの任期は、第4条2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする」とされています。今回もこのような「経過措置」としての特別の任期とする方法がなぜ取られなかったのでしょうか？

# モニター意見

令和 年 月 日

山陽小野田市議会議長 宛

氏名

氏名の掲載	意見に氏名の掲載を希望（する・しない）
タイトル	〇〇〇〇について
意見の内容	